3 件

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要	1.	今回0)あっ	みせん	楽	の根	牙要
----------------	----	-----	-----	-----	---	----	----

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

国民年金関係 1件

厚生年金関係 2件

島根厚生年金 事案 313

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日を平成3年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和44年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から同年11月1日まで 関係会社間の異動により、平成3年10月31日までA事業所に在籍し、 翌月11月1日からB事業所に帰社したにもかかわらず、A事業所の厚生 年金保険の資格喪失日が、同年10月1日で届出されており、同年10月が 厚生年金保険の被保険者期間になっていないことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A事業所が提出した在職証明書及び事業主の証言により、申立人は、申立期間において、A事業所に継続して勤務し(平成3年11月1日に同社から関連会社であるB事業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所が社会保険事務所に 提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の記載から 22 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付していないとしている上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日を、本来は平成3年11月1日とすべきところ、誤って同年10月1日として届け出たとしていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成3年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

島根国民年金 事案 310

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年8月から 54 年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 大正15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年8月から54年6月まで

申立期間については、夫の転勤により、A市区町村、B市区町村及びC市区町村に居住していたが、転居の都度、国民年金に任意加入し保険料を納付していたはずである。保険料が未納の記録となっているのは納得できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、国民年金の任意加入の対象期間であるところ、申立 人が転居の都度加入手続を行って、国民年金保険料を納付していたことを示 す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立期間の国民年金保険料が 納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は215か月に及び、これだけの期間の事務処理をA市区町村、B市区町村及びC市区町村といった異なる市区町村が続けて誤ることも考えにくい。

さらに、申立人は納付金額等の記憶も無いほか、戸籍の附票から申立期間のうち昭和36年8月から40年6月まではD市区町村に住所を置いていたため、A市区町村で保険料を納付することはできず、申立人の主張は不自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 314

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、厚生年金保険の加入期間を除く昭和 31 年 11 月 1 日から 37 年 6 月 14 日までの期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年11月1日から39年9月30日まで 昭和31年11月1日からA社に住込みで勤務していた。厚生年金保険の 記録が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

元上司及び元同僚の供述により、申立人が、厚生年金保険の加入期間(昭和37年6月14日から39年9月30日までの期間)を含め、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、元上司は、「当時の事業主が、『A社に在籍している全従業員を入社時から厚生年金保険に加入させているわけではない。』といった内容の会話をしていたことを覚えている。」と供述している上、元同僚(2名)及び事務職の元同僚はいずれも、入社から数年経過した後に厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当時、事業主は、一部の従業員について、入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、当時の事業主は故人となっており、供述を得ることはできないが、 その息子は、「申立人と同じ業務に従事していた者については、社会保険に 加入させていなかった。」と供述しているところ、社会保険事務所が保管す るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間当時にお いて、申立人が名前を挙げた元同僚(2名)の氏名は見当たらない。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立期間のうち、厚生年金保険の加入期間を除いた昭和31年11月1日から37年6月14日までの期間において、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も見当たらないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が、昭和31年11月1日から37年6月14日までの期間 に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認 できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、厚生年金保険の加入期間を除く昭和31年11月1日から37年6月14日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

島根厚生年金 事案 315

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和57年9月15日から平成元年7月31日まで

②平成3年3月11日から12年12月31日まで

申立期間①はA事業所(現在は、B事業所とC事業所に分社)に、申立期間②はD事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録がないのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録により、申立人は昭和58年9月26日から59年3月31日までの期間、A事業所に勤務していたことが確認できる。しかしながら、B事業所は、「過去にA事業所において厚生年金保険に加入していた従業員のすべてが載っている『健康保険・厚生年金加入者台帳(名簿)』によると、申立人の氏名は確認できないことから、申立人は臨時雇用の従業員で、雇用保険のみに加入させ、厚生年金保険には加入させていなかったと考えられる。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者 名簿によると、申立期間①において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も 認められないことから、申立人に係る厚生年金保険記録の欠落をうかがわ せる事情も見当たらない。

さらに、A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間 ①当時、当該事業所に勤務していた7名の同僚から聴取しても、当該事業所に おける申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認できる関 連資料や証言を得ることができない。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が所持する労働証明書及び給与支払明細書により、申立人は平成3年3月14日から同年4月13日までの期間及び平成8年8月21日から同年9月20日までの期間、D事業所に勤務していたことが確認できるものの、給与支払明細書の保険料控除欄に記載されている控除額を検証したところ、当時の厚生年金保険料とは差異があることから、厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

また、当時の事業主や同僚については、所在が分からず、これらの者から申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について確認できる関連資料や証言を得ることができない。

さらに、社会保険庁の記録によると、D事業所は、申立期間②当時から現在まで厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

加えて、E市区町村の記録によると、申立人は、平成10年3月23日から市区町村(現在はE市区町村)において生活保護(生活扶助)を受給していることが確認できるところ、E市区町村の生活保護事務の担当者は、「生活の本拠をE市区町村以外の市区町村に置く者は、E市区町村において生活保護を受給できないうえ、申立人が月給28万円も支給する事業所に勤務していたとするならば、保護申請の当初から、その申立人は生活保護を受給できない。」と供述していることからすると、申立人は、少なくとも平成10年3月23日以降は、生活の本拠をF市区町村に置き、D事業所には勤務していなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。